



鳥取県公報

平成14年9月13日(金)
第7417号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	森林病虫害の駆除命令 (479) (森林保全課)	1
	松くい虫の特別伐倒駆除の命令 (480) (")	2
教委告示	定例教育委員会の招集 (17) (総務福利課)	2
公 告	消防用設備等の工事又は整備に関する講習の実施 (消防課)	3

告 示

鳥取県告示第479号

森林病虫害等防除法 (昭和25年法律第53号) 第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第1号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年9月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 区域及び期間

(1) 区域

倉吉市、米子市、岩美郡岩美町及び福部村、東伯郡泊村並びに西伯郡西伯町、会見町、岸本町、淀江町、大山町及び名和町の各一部 (別紙のとおりとする。)

(2) 期間

平成14年10月3日から平成15年2月28日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤の散布若しくは薬剤によるくん蒸を行い、又は当該樹木を伐倒してはく皮するとともに、松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局長に速やかに提出すること。

(「別紙」は省略し、鳥取県農林水産部森林保全課、各管轄地方農林振興局並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

鳥取県告示第480号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第2項の規定に基づき、特別代倒駆除の命令をするので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年9月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 区域及び期間

(1) 区域

米子市、境港市、岩美郡福部村、東伯郡北条町、大栄町及び赤碓町並びに西伯郡日吉津村の各一部(別紙のとおりとする。)

(2) 期間

平成14年10月3日から平成15年3月15日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木が存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、その破砕又は焼却(炭化を含む。)を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置として破砕を行う場合は、次によること。

ア 枝条は、破砕又は焼却すること。

イ 破砕後の木片の厚さを6ミリメートル(木材チップ-により破砕する場合にあっては、15ミリメートル)以下とすること。

(3) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局長に速やかに提出すること。

(「別紙」は省略し、鳥取県農林水産部森林保全課、各管轄地方農林振興局並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第17号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成14年9月13日

鳥取県教育委員会委員長 八 百 谷 善 江

- 1 日時 平成14年 9月17日 (火) 午前10時40分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 鳥取県立学校管理規則の一部改正について
 - (2) その他

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10に規定する消防用設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。

平成14年 9月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 実施区分

区 分	対象となる消防設備士の種類及び区分
消 火 設 備	第一類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士、第二類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第三類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
警 報 設 備	第四類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第七類の乙種消防設備士
避 難 設 備 消 火 器	第五類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第六類の乙種消防設備士

2 日時及び講習科目

区 分	月 日	時 間	講 習 科 目
消 火 設 備	11月12日 (火)	午前 9 時30分から正午まで	消防用設備等関係法令に関する事項 防火に関する他法令等に関する事項
		午後 1 時から午後 5 時まで	消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
警 報 設 備	11月14日 (木)	午前 9 時30分から正午まで	消防用設備等関係法令に関する事項 防火に関する他法令等に関する事項
		午後 1 時から午後 5 時まで	消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
避 難 設 備 消 火 器	11月15日 (金)	午前 9 時30分から正午まで	消防用設備等関係法令に関する事項 防火に関する他法令等に関する事項
		午後 1 時から午後 5 時まで	消防用設備等の工事又は整備等に関する事項

(注) 講習終了後、筆記による効果測定を行う。

3 講習の場所

倉吉市山根529 - 2 県立倉吉体育文化会館

4 受講申請書の受付期間

平成14年 9月17日 (火) から同年10月 4日 (金) まで (郵送の場合は、平成14年10月 4日 (金) までの消印があるものに限り受け付ける。)

5 受講申請書の提出先

郵便番号 680 - 0803

鳥取市田園町三丁目124 社団法人鳥取県消防設備保守協会

6 受講申請書の添付書類等

受講申請書には、提出前6月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートル、正面上半身像の写真を所定欄にはり付けること。

なお、受講申請書は、社団法人鳥取県消防設備保守協会、鳥取県消防課及び各消防局に備え付けの用紙によるものとし、2以上の区分にわたって講習を受けようとする者は、区分ごとに提出すること。

また、講習科目の一部の免除を希望する者は、当該免除を受ける講習の課程を修了した旨を証明する書類を提出すること。

7 受講手数料及び納付方法

受講手数料は、1の講習の区分につき7,000円とし、その額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合消印しないこと。

8 その他

(1) 講習当日、受講票及び消防設備士免状を持参すること。

(2) 講習に関し、不明な点は、社団法人鳥取県消防設備保守協会（電話0857 - 26 - 5165）又は鳥取県消防課（電話0857 - 26 - 7790）に問い合わせること。